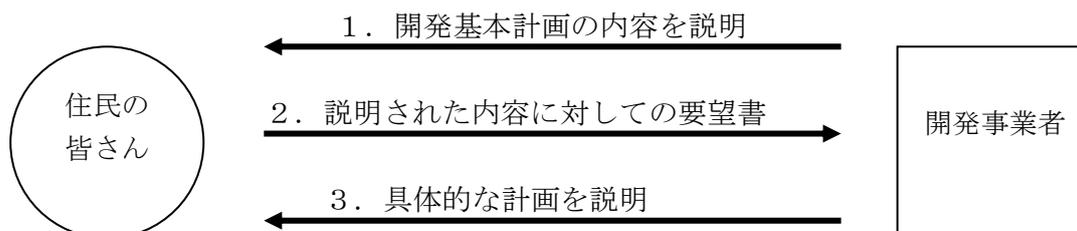


開発基本計画の説明を受ける住民の皆さまへ

向日市まちづくり条例で開発区域周辺の住民の皆さまに関係する手続は、次のとおりです。(住民の皆さまは、条例第40条第1項及び第2項で定める方々です。)

① 開発基本計画に対して要望書を提出することができます。

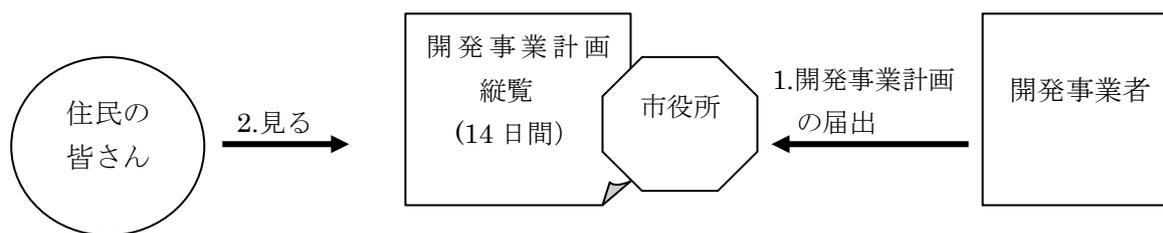


開発事業者が説明した開発基本計画の内容について、開発事業者に要望書を提出することができます。その場合は、別紙の要望書に住所、氏名、要望事項を書いてください。その要望書を手渡し、郵送、FAXなど開発事業者が指定する方法で、開発事業者まで提出してください。なお、開発事業者が行う説明会等の場で、住所、氏名、を名乗って要望を伝える場合は、書面での提出は必要ありません。

この要望書の提出期限は、開発事業者が行う説明が終了した日から14日以内(郵送の場合は消印有効)です。また、期限が足りない場合は、その期間を21日以内で、市長に対して期間延長の要請をすることができます。

② 開発事業者は、開発基本計画の具体的な計画や説明状況を向日市に報告し、住民の皆さまは、向日市で縦覧に供している開発事業計画を見ることができます。

(ただし、条例第2条第5号で定めている特定開発事業のみ縦覧します。)



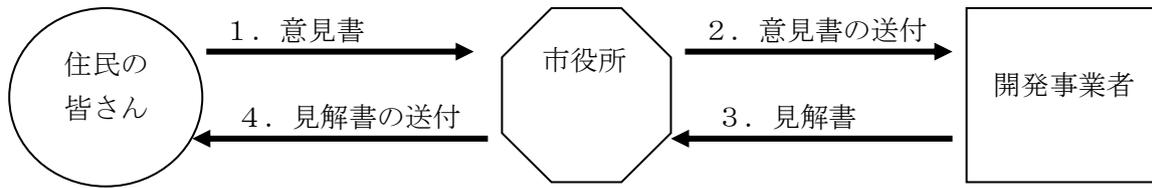
住民の皆さまへ説明が終わった開発事業者は、住民の要望に配慮して、具体的な計画をつくります。要望書の提出があった住民には、具体的な計画を説明いたします。

開発事業者は、開発事業の具体的な内容や説明の状況を示した「開発事業計画届」を向日市へ提出いたします。

向日市は、特定開発事業の「開発事業計画届」の提出を受けた日から14日間縦覧をします。(縦覧期間が終わった後も、見ることはできます。)

住民の皆さまは、「開発事業計画届」を市役所の都市計画課で見ることができます。

③ 縦覧されている特定開発事業の開発事業計画に対して意見書を提出することができます。

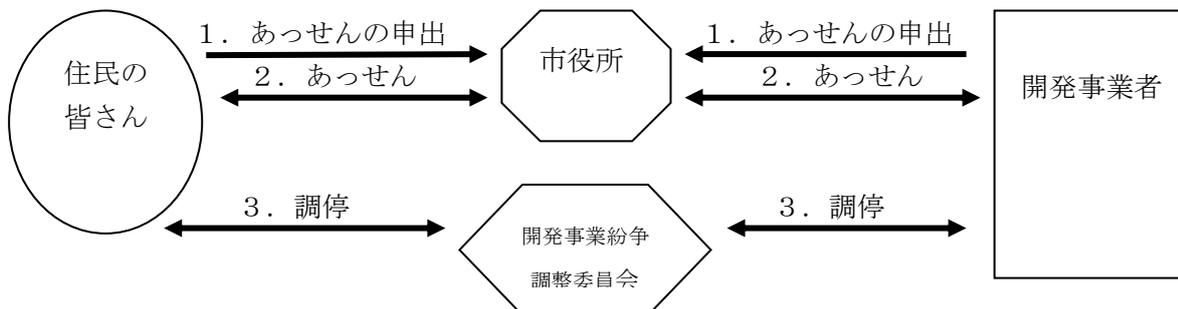


住民の皆さんは、説明が行われた開発基本計画の具体的な内容を、「開発事業計画届」で確認することができます。この内容について、意見書により意見をいうことができます。

意見書を提出しようとする方は、都市計画課又は市のホームページに用意してある用紙に、必要事項と意見を書いて、直接都市計画課に持ち込むか、郵送又はFAXで都市計画課まで送付してください。提出期限は、縦覧期間（14日間）終了まで（意見書を郵送する場合は消印有効）です。

いただいた意見書は、市から開発事業者に届けられ、開発事業者はこの意見に対し見解書を市に返し、市から意見書を提出した方にその見解書を送付します。

④ 開発事業者と紛争になった場合は、市があっせんいたします。



住民の皆さんと開発事業者の紛争は、当事者相互の立場を尊重して、自主的に解決するのが望ましいことです。しかし、住民の皆さんからの要望や意見と開発事業者の見解に隔たりがあり、やむを得ず紛争になってしまったときは、紛争の当事者からの申し出により、市があっせんをいたします。

あっせんにより紛争が解決しないときは、向日市開発事業紛争調整委員会による調停に移行することもあります。

この条例の詳細については、市役所の都市計画課にお問い合わせください。

向日市 都市整備部 都市計画課
電話番号 075-931-1111 FAX 075-922-6587
e-mail: keikaku@city.muko.lg.jp
[URL: http://www.city.muko.kyoto.jp/](http://www.city.muko.kyoto.jp/)